■資料1　東北公済病院災害対策本部組織機構図

目的：患者および職員の安全と施設、医療設備の機能を確保、医療行為を適切に遂行するため、職員は災害対策本部と情報を共有して病院機能復旧に全力を挙げる。

初動行動

【災害発生時・まずやるべきこと】

職員(職場にいる時)(詳細P●初動行動フローチャート参照)
①職員自身の安全確保
②患者の安全確保(必要な処置・対策の実施)と二次災害防止(火災・パニック・危険物)
③必要時、避難通路確保、一時的避難誘導
④本部設置宣言確認
⑤被害状況確認し災害対策本部に報告(チェックリスト提出)
⑥本部指示で避難誘導や災害時医療救護活動の実施、必要部門への応援と待機(本部に報告・指示を受け行動する)
⑦災害時行動へ(災害対策本部組織機構図に基づき「私の災害時行動」の実施)

職員(職場にいない時)(詳細P●初動行動フローチャート参照)
①職員自身と家族の安全確保
②自分の安否を報告
(安否確認システム返信又は何らかの手段で職場長に連絡)
③病院へ自主参集(参集基準に基づく)
④対策本部(何でも相談室)に出勤時の収集情報報告、「勤務者一覧」に記載
⑤本部指示のもと自部署か他部署へ向かう
⑥部署責任者に確認し、避難誘導や災害時医療救護活動の実施、必要部門への応援と待機
(本部に報告・指示を受け行動する)
⑦災害時行動へ(災害対策本部組織機構図に基づき「私の災害時行動」の実施)

【災害対策本部設置基準】【自主参集基準】
1. 仙台市内で震度6弱以上の地震発生時
2. 大災害や事故等により被災患者多数来院が予想される時
3. 病院のライフラインが寸断された時
4. その他不測の事態

＊夜間・休日の場合
暫定本部長：日当直医師
暫定副本部長：日当直看護師長・日当直事務職員

(日当直事務職員：本部の設営・設置基準2・3・4の場合　安否確認システムによる参集)
【災害対策本部初期行動】の実施

【災害対策本部初期行動】
①職員自身・患者の安全確保、二次災害防止
②災害対策本部設置(設置基準参照)
＊何でも相談室　本部窓口PHS「●●●●」
＊衛星携帯電話場所●●
③本部設置を全館放送で周知
(停電時はPHSで各部署長へ連絡網及び拡声器で各階巡回し伝達)
④被害状況の報告を受け、必要な指示を出す
(本部の任務参照)
⑤暫定対策本部の場合は、構成員参集後引き継ぎ

引き継ぎ　　引き継ぎ

指揮・統制

災害対策本部
[役割]災害時医療救護活動の総括・本部機能の総合調整・方針決定・情報収集・発信・安全管理・　関係機関等対外調整等

本部長　【病院長】
副本部長　【診療部長3】【事務部長】【看護部長】
構成員　【診療部次長】【事務次長】【看護次長】【庶務課長】【医事課長】【その他随時必要と認めるもの】
事務局　【庶務係長】
窓口　【本部長任命職員】
*本部窓口PHS「●●●●」＊衛星携帯電話

【災害対策本部の任務】
1. 入院・外来患者の避難の必要性を決定
2. 外来・入院診療の続行、制限または閉鎖の決定
3. トリアージ宣言と可能な診療範囲の決定(手術・処置・検査・薬剤など)
4. 職員情報収集と役割指示
5. 入院患者の給食の対応(災害時非常食にするかどうか)
6. ライフラインへの対応(節水・断水・自家発電時の節電・ガス供給停止時の冷暖房停止等)資料●「ライフライン対応フロー」参照
7. 院内・外の情報収集及び必要な指示
8. KKR本部への報告・支援物資要請
9. 災害拠点病院・行政への報告・支援物資要請
10. マスコミへの対応
11. その他必要に応じた対応

＊災害時医療救護活動とは災害時の外来・入院診療、患者および職員の安全と施設・医療設備の機能確保に必要な活動全般

＊トリアージとは災害時における被災患者の最大多数に対して最良の結果を出せるよう、治療優先度を決定すること

＊対策本部各部門・係の任にある職員が参集不可時、その職の下位の職員が代行する

本部長指示　部門リーダー報告　　本部長指示　部門リーダー報告

災害時行動

総合調整部門
[役割]人材・情報・診療材料・医薬品・施設のライフラインの復旧・後方支援の派遣要請などの総合的調整
◎リーダー　【診療部長(A)・(B)】
【事務部長】【事務次長】【看護部長】【庶務課長】

連携

診療部門
[役割]入院診療・外来診療・救急医療の総合的調整・トリアージ宣言と実施
◎リーダー【診療部長(C)】【診療部次長】
【看護次長】【医事課長】
【救急業務管理部会委員長】【医療安全・感染対策室職員】【臨床工学技士】

部門リーダー各係リーダーへ指示　各係リーダー部門リーダーへ報告　　部門リーダー各係リーダーへ指示　各係リーダー部門リーダーへ報告

情報係
◎【事務部長】
【診療情報室長・課員】
【医事職員】
[担当事項]
◆情報収集・発信
・宮城県災害救急医療情報システムの入力
・災害情報のチェック
・病院・周辺被害状況のチェック
◆災害時チェックリストから被害状況を集約
・入院患者の被害状況チェック
・空床情報
・ICU情報
◆外来・入院患者への連絡
◆被災・救護状況記録(写真・ビデオ含む)

管理係
◎【庶務課長】
【庶務課課員】
【会計課長・課員】
【IT室長・課員】
[担当事項]
◆安否確認システム管理
◆職員・家族の安否・被災確認
◆出勤者把握・集計
◆被災患者受診リスト管理
◆被災患者用カルテの管理
◆通信手段確保
◆マスコミ対応窓口
◆ボランティア対応(外来師長と連携)
◆コンピューター対策

連機係
◎【事務次長】
【医療連携室長・課員】
[担当事項]
◆災害対策本部の設営
(災害本部窓口PHS・衛星携帯電話・参集名簿・備品準備)
◆連合会本部・連合会病院との連携
◆自治体の対策本部
消防救急隊・警察等との連携
◆災害拠点病院との連携
◆必要に応じて支援要請(人・物)
◆後方支援病院の確保
＊資料編　●参照

施設係
◎【健診センター室長】
【用度・施設課課員】
【健診センター課員】
【委託 警備員】
[担当事項]
◆ライフライン確認・確保・復旧
電気(自家発電・エレベーター・電話・Nsコール等)ガス(冷暖房・調理熱源)ボイラー,空調、上下水道
◆施設の損壊状況把握
◆二次災害対策(火災・転倒防止)
◆医療ガス、医療機器の確認・確保(MEと連携)
◆進入路確保
◆交通整理
◆防犯・治安維持
◆衛星携帯電話の管理
◆対策本部指示で全館放送

物品係
◎【用度・施設課長】
【栄養科主任】
【用度・施設課課員】
【MA】
【経営企画課長・課員】
[担当事項]
◆災害時物品の準備・管理
・災害時看板・トリアージタッグ
診療用備品セット等
◆トリアージポスト設営
・診察場設置・机・診察台等
◆患者・職員の食事・水確保
◆その他必要物品と資材調達
◆緊急医療材料、薬品管理
(薬剤科と連携)
◆一般ゴミ・医療廃棄物処理

入院患者対応係
◎【各科医師】
【各病棟看護師長】
【看護職員】
【医事委託職員】【MA】
◆可能な診療範囲・入院患者への対応(継続・転院・退院)確認し行動
◆入院患者への説明(節水・断水、節電・停電時の協力依頼等)
◆入院患者、空床報告
◆被災患者入院受け入れ
◆ME機器使用患者把握

コメディカル調整係
◎【薬局長】
【薬剤科・検査科・放射線科・リハビリ職員】
◆可能な診療範囲を確認
通常業務継続か応援か本部指示で行動

外来患者対応係
◎【各科医師】
【外来看護師長】
【看護職員】
【医事委託職員】【MA】
◆可能な診療範囲・外来患者への対応(継続・中止)・被災患者受け入れか確認し行動
◆避難・帰宅の対応
◆外来中止の場合・トリアージチーム応援

手術患者対応係
◎【麻酔科医師】
【手術室師長】
【手術室・中材職員】
◆可能な診療範囲を確認
通常業務の継続か、緊急手術準備または応援か本部指示で行動

被災患者受け入れ係
◎【各科医師】
【外来看護師長】【看護職員】
【医事委託職員】【MA】
1. トリアージ宣言と可能な診療範囲の把握
2. トリアージチームの業務分担を指示
3. トリアージポスト、赤・黄・緑の応急救護所設営・準備
4. 『被災患者リスト』を使い受付
5. トリアージポストで外科系医師が、トリアージ区分を決定
6. 該当トリアージの応急救護所で診察
7. 診察後「トリアージタッグ」をはずし、転帰(入院・転院・帰宅)を確認し、『被災患者リスト』に記載
8. 被災患者診療状況報告
9. トリアージ終了の放送
10.トリアージ応急救護所の撤去

トリアージ区分
赤:緊急治療群(重症)　黄:待機治療群(中等症)
緑:治療保留群(軽症群)　黒:搬送・治療適応外(死亡)

必要時遺体安置係　◎【各科医師】【看護師】
◆遺体安置場所は霊安室(状況に応じて変更あり)◆トリアージカードに番号をつけ、遺体安置者リストの作成　◆写真撮影(トリアージカードの番号・全身および顔)◆警察連絡・検視

【2011. 9. 8　現在】